

名古屋市上下水道局鉛製給水管取替工事補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鉛製給水管（以下「鉛管」という。）の布設替えの促進を図るため、鉛管を取り替える工事を行う者に対し、予算の範囲内で名古屋市鉛製給水管取替工事補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、名古屋市上下水道局補助金等交付規程（平成18年名古屋市上下水道局管理規程第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象工事)

第2条 この要綱により補助の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、給水装置工事申込者が名古屋市水道給水条例（昭和22年名古屋市上下水道局管理規程第34号）第1条に定める区域内において施工する工事であって、次に掲げる要件に該当するものとする。

(1) 公私境界（公道（道路法（昭和27年法律第180号）に定める道路その他の国又は公共団体がその行政目的のために一般交通の用に供する道路をいう。）とこれに接する敷地の境界をいう。）から給水装置末端までの間に存在する鉛管の全部又は一部を、名古屋市水道給水条例第8条に規定する基準に適合する給水管で鉛管以外のものに取り替える工事（以下「鉛管取替工事」という。）（鉛管取替工事に伴うメータ筐及び逆流防止機能付止水栓の設置工事（以下「メータ周辺取替工事」という。）を含む。）であること。

(2) 給水管及び水道メータの口径の変更を伴う工事でないこと。ただし、給水管を同一口径で取り替えできない場合はこの限りではない。

(3) 名古屋市指定給水装置工事事業者が施工する工事であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の対象としない。

(1) 対象工事において施工対象となる給水装置が、既にこの要綱に基づく補助金の交付の対象となったことがあるとき。

(2) 対象工事が官公署、公団、公社等が発注又は施工するものであるとき。

(3) 対象工事が建築物の建替えに伴い給水装置を全面的に改造する工事等であり、鉛管を取り替えることを主目的とするものでないとき。

(4) 補助金の交付申請をしていない給水装置工事により、取り替えた給水管が鉛管であったとき。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、対象工事1件につき、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の合計額に第5条の申込みに係る設計審査手数料（名古屋市水道給水条例第16条第1項第3号に規定する手数料をいう。以下同じ。）に相当する額を加算した額（その額が200,000円を超えるときは、200,000円）とする。

(1) 鉛管取替工事 第8条に規定する完了届に記載されている取り替えた鉛管の延長（以下「鉛管取替延長」という。）に、名古屋市上下水道局が別に定める積算基準により算出した工事費用を乗じて得た額に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

(2) メータ周辺取替工事 名古屋市上下水道局が別に定める積算基準により算出した工事費用に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

2 鉛管取替延長は、単位をメートルとし、小数点以下第2位を切り捨てるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、鉛管取替延長が0.5メートルに満たない場合は、0.5メートルを鉛管取替延長とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象工事に着手する前に、名古屋市鉛製給水管取替工事補助金交付申請書（第1号様式）を名古屋市上下水道局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。

(給水装置工事の申込み)

第5条 申請者は、名古屋市水道給水条例第4条第1項に規定する給水装置工事の申込みを行わなければならない。

(決定の通知)

第6条 局長は、補助金の交付の決定をしたときはその決定の内容を名古屋市鉛製給水管取替工事補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 局長は、補助金を交付しない決定をしたときは、名古屋市鉛製給水管取替工事補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る交付の決定に不服があるとき又は事情により工事ができなくなったときは、名古屋市鉛製給水管取替工事補助金取下申請書（第4号様式）により申請の取下げを行うことができる。

2 局長は、前項の規定による取下げを承認したときは、名古屋市鉛製給水管取替工事補助金取下承認通知書（第5号様式）により通知するものとする。

(完了の報告)

第8条 交付決定者は対象工事の施工完了後、交付決定を受けた年度の3月10日（土日祝日の場合は、その直前の平日）までに名古屋市鉛製給水管取替工事完了届（第6号様式。以下「完了届」という。）に次に掲げる書類を添付して局長に提出しなければならない。

- (1) 補助金振込先口座（交付決定者の名義に限る）の確認ができるもの（通帳又はキャッシュカードの写し）
- (2) 鉛管取替工事について工事前の写真、工事中の写真（取り替える前後についてそれぞれ管を露出させて撮影すること）及び工事後の写真
- (3) メータ周辺取替工事について工事前の写真及び工事後の写真（メータ筐の蓋を開いて撮影すること）

(審査及び補助金の交付額確定通知)

第9条 局長は、完了届の提出を受けたときは、これを受理してから14日以内に提出書類を審査し、必要と認めるときは現地を確認して検査を行う。この場合において、対象工事が適正に行われていないと認めるときは、交付決定者に是正を指示することができる。

2 局長は、前項の審査及び是正の処置において、対象工事が適正に行われたものと認められたときは、補助金の交付額を確定し、名古屋市鉛製給水管取替工事補助金交付額確定通知書（第7号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 局長は、前条第2項の規定による通知から1カ月程度で交付決定者へ補助金を交付する。

(交付の取消)

第11条 局長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りの申請その他不正な手段によって補助金を受けようとし、又は受けたとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの要綱に定める要件に違反したとき。

(3) 交付決定を受けた年度の3月10日（土日祝日の場合は、その直前の平日）までに完了届が提出されないとき。

2 局長は補助金の交付の決定を取り消したときは、名古屋市鉛製給水管取替工事補助金取消通知書（第8号様式）により交付決定者に通知する。

(委任)

第12条 この要綱の施行に関して必要な事項は、給排水設備課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

第1号様式(裏面)

下記に予定施工数量をご記入ください

鉛管取替延長

延長	m
口径	mm
舗装種別	<input type="checkbox"/> 砂・土 <input type="checkbox"/> 砂・土以外

メータ周辺取替工事

工事の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
メータ口径	mm
舗装種別	<input type="checkbox"/> 砂・土 <input type="checkbox"/> 砂・土以外

※工事の有無が無の場合、口径・舗装種別の記載は不要

様

名古屋市上下水道局長

名古屋市鉛製給水管取替工事補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請がありました、名古屋市鉛製給水管取替工事補助金について、下記のとおり交付することを決定しましたので、通知いたします。

交付決定番号

申請地情報	
工事場所	市・町・村
水栓番号	
使用者氏名	

交付条件

交付予定金額
円

※最終的な交付額は工事完了後に確定します。

様

名古屋市上下水道局長

名古屋市鉛製給水管取替工事補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請がありました、名古屋市鉛製給水管取替工事補助金について、下記のとおり不交付とすることを決定しましたので、通知いたします。

申請地情報	
工事場所	市・町・村
水栓番号	
使用者氏名	

不交付理由

(宛先) 名古屋市上下水道局長

法人の場合は主たる事務所の所在地、その名称及び代表者氏名	(申請者)
	住所
	ふりがな氏名
	電話番号

名古屋市鉛製給水管取替工事補助金取下申請書

名古屋市鉛製給水管取替工事補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請を取り下げます。

交付決定番号

申請地情報	
工事場所	市・町・村
水栓番号	
使用者氏名	

取下げ理由

様

名古屋市上下水道局長

名古屋市鉛製給水管取替工事補助金取下承認通知書

年 月 日付で申請がありました下記の交付決定について、取下を承認することを決定しましたので、通知致します。

交付決定番号

申請地情報	
工事場所	市・町・村
水栓番号	
使用者氏名	

(宛先) 名古屋市上下水道局長

法人の場合は主
たる事務所の所
在地、その名称
及び代表者氏名(申請者)
住所
ふりがな
氏名
電話番号

名古屋市鉛製給水管取替工事完了届

鉛製給水管取替工事が完了したので、名古屋市鉛製給水管取替工事補助金交付要綱第8条の規定に基づき、以下のとおり関係書類を提出します。

本報告に虚偽があった場合、交付決定を取り消されることに異議を申し立てません。

交付決定番号

申請地情報

工事場所	市・町・村
水栓番号	
使用者氏名	

《添付資料》

補助金振込先口座(交付決定者の名義に限る)の確認ができるもの(通帳又はキャッシュカードの写し)

【鉛管取替工事について】

工事前の写真、工事中的写真(取り替える前後についてそれぞれ管を露出させて撮影)及び工事後の写真

【メータ周辺取替工事について】

工事前の写真及び工事後の写真(メータ筐の蓋を開いて撮影)

第6号様式(裏面)

下記に実際に施工した数量の記載をお願いします。

鉛管取替延長

延長	m
口径	mm
舗装種別	<input type="checkbox"/> 砂・土 <input type="checkbox"/> 砂・土以外

メータ周辺取替工事

工事の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
メータ口径	mm
舗装種別	<input type="checkbox"/> 砂・土 <input type="checkbox"/> 砂・土以外

※工事の有無が無の場合、口径・舗装種別の記載は不要

補助金振込先口座(ゆうちょ銀行以外)						
金融機関名						
支店名						
預金種類	<input type="checkbox"/> 普通		<input type="checkbox"/> 当座		(いずれかに☑)	
口座番号 (右づめ)						
フリガナ						
口座名義人						

補助金振込先口座(ゆうちょ銀行)						
通帳記号	1				0	
通帳番号 (右づめ)						
フリガナ						
口座名義人						

様

名古屋市上下水道局長

名古屋市鉛製給水管取替工事補助金交付額確定通知書

年 月 日付で完了報告がありました、名古屋市鉛製給水管取替工事補助金について、下記のとおり交付額を確定しましたので、通知いたします。

交付決定番号

申請地情報	
工事場所	市・町・村
水栓番号	
使用者氏名	

交付確定額	円
この通知書の発行後、1ヵ月程度で指定口座へ振り込み予定	

(交付額積算根拠)

①鉛管取替工事費用

取替延長		m
口径		mm
舗装種別	<input type="checkbox"/> 砂・土 <input type="checkbox"/> 砂・土以外	
補助金額		円

... A

【算出方法】 局積算基準額 × 取替延長 × 1/2 = 補助金額

②メータ周辺取替工事費用

口径		mm
舗装種別	<input type="checkbox"/> 砂・土 <input type="checkbox"/> 砂・土以外	
補助金額		円

... B

【算出方法】 局積算基準額 × 1/2 = 補助金額

③設計審査手数料相当額

口径		mm
補助金額		円

... C

④補助金額

A+B+C		円
上限金額	200,000	円

... D

... E

D<Eであれば、補助金額はD円
D>Eであれば、補助金額は200,000円

様

名古屋市上下水道局長

名古屋市鉛製給水管取替工事補助金取消通知書

年 月 日付で交付決定を行った名古屋市鉛製給水管取替工事補助金について、下記のとおり交付決定を取り消すことを決定しましたので、通知いたします。

交付決定番号

申請地情報	
工事場所	市・町・村
水栓番号	
使用者氏名	

取消理由